

参 考 资 料

害者居宅生活支援事業についての都道府県知事の報告の徴収等に関する規定及び同法第五十条の三の四第一項の規定による精神障害者居宅生活支援事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定は、これを適用しない。

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）	第四条の二第二項から第四項まで、第五条の二、第七条の二、第八条の二、第九条の二、第十条の二、第十三条及び第十四条の規定によることとされ、市町村が処理する事務
(略)	(略)

別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

政令	事務
(略)	(略)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）	第四条の二第二項から第四項まで、第五条の二、第七条の二、第八条の二、第九条の二、第十条の二、第十三条及び第十四条の規定によることとされ、特別区が処理する事務
(略)	(略)

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 第六条の八 (略) 2. 3 法第十三条第五項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者としてする。 4 一 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六十一条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用の促進に関する法律（昭和三十一年法律第百二十三号）第九条第一号の判断により知的障害者としてされた者 二 (略) 5 二～7 (略)</p>	<p>(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 第六条の八 (略) 2. 3 法第十三条第五項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者としてする。 4 一 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用の促進に関する法律（昭和三十一年法律第百二十三号）第九条第一号の判断により知的障害者としてされた者 二 (略) 5 二～7 (略)</p>
<p>(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 第二十九条の二 (略) 2 5 法第四十六条の二第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者としてする。 6 一 児童相談所、知的障害者福祉法第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六十一条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用の促進に関する法律第九条に規定する障害者としてされた者の判断により知的障害者としてされた者 二 (略) 7 二～9 (略)</p>	<p>(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等) 第二十九条の二 (略) 2 5 法第四十六条の二第三項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者としてする。 6 一 児童相談所、知的障害者福祉法第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用の促進に関する法律第九条に規定する障害者としてされた者の判断により知的障害者としてされた者 二 (略) 7 二～9 (略)</p>
<p>(科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲) 第四十条の三 法人としてする。 二 一 民法第三十四条の規定により設立された法人（次号において「民法法人」という。）で次に掲げるもの イ 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十一条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰促進センター 二 (略) 三 (略)</p>	<p>(科学又は教育の振興に寄与するところが著しい公益法人等の範囲) 第四十条の三 法人としてする。 二 一 民法第三十四条の規定により設立された法人（次号において「民法法人」という。）で次に掲げるもの イ 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十一条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰促進センター 二 (略) 三 (略)</p>

（傍線の部分は改正部分）

<p>2 (略)</p> <p>(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税 価格の計算の特例)</p> <p>第四十条の十九 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法第七十一条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 児童相談所、知的障害者福祉法第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉法第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者への雇用の促進等に関する法律第九条に規定する障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者</p> <p>二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(障害者を雇用する事業所の用に供されている土地等についての課税 価格の計算の特例)</p> <p>第四十条の十九 (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 法第七十一条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 児童相談所、知的障害者福祉法第十二条第一項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者への雇用の促進等に関する法律第九条に規定する障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者</p> <p>二 (略)</p> <p>6・7 (略)</p>
--	---

○ 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）

（傍線の部分は改正部分）

（第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（特定社会福祉事業） 第二条 法第五号に規定する政令で定める社会福祉事業は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の三第一項の規定による届出がなされた回法第五十条の三の二第四項に規定する精神障害者地域生活援助事業とする。</p>	<p>（特定社会福祉事業） 第二条 法第五号に規定する政令で定める社会福祉事業は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九条第一項の規定による届出がなされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活援助事業とする。</p>